

八字類

内閣一本、無窮會一本等、字韵としたり。

新字 四十四卷 境部連石積等撰

群書類従本等、三十四卷としたり。

天武天皇の御代、境部連石積等に勅して、造らしめ給ひし新字にて、

日本紀に、天武天皇白鳳十一年三月丙午、命境部連石積等、更肇倂造新字一部四十四卷、
とあるものなり。今傳はらざれば、いかなるさまのものなるか詳ならず。

境部連石積は、孝徳天皇白雉四年、齊明天皇五年、遣唐使に隨うて渡唐し、天智天皇四年には、唐の國使劉徳高を送りて、再び渡唐し、天武天皇十年正月、封六十戸を賜はり、同十三年、宿禰の姓を賜はりたる事、日本紀に見えたり。

この新字に就いては、三説あり。

一 漢字を訓釋したるものとする説にて、伊藤東涯の壺簪錄に、「卷秩甚多、恐訓譯之費、始制文字、如此之繁」と見えたり。蓋し一部四十四卷とあるによりたるものなり。多田義俊の神明憑談にも、新に國字を造りしものにあらず、國語を漢字に配當したるものとしたり。

二 梵字體としたるものにて、

釋日本紀に、私記曰、師說、此書今在圖書寮、但其字體頗似梵字、未詳其字義所准據乎、

と見えたり。伴信友の假名本末、山崎美成の文教溫故、神原芳野の文藝類纂等、皆これによりて、梵字體としたり。但し信友は、新羅の神文王の頃、薛聰の造りたる史道の叡聞に達し、それと同じき梵字體の新字を造らしめ給ひしものとせり。世に傳はりたる神代文字と稱するものによりたるものなるべし。

三 漢字體としたるものなり。岡白駒の日本儒林傳には、夙、辻の如き文字とし、新井白石の同文通考にも、「俗間所用、亦有漢人字書所不載者、蓋是國字、」と記して、榊、梅、櫻の如き文字とし、度會常彰の日本國風にも、夙、搜、込、躰の類、字書にのせざるものとし、平田篤胤の古史徵開題記も、白石の説を賛成したり。また佐藤誠實博士の字體考、(如蘭社新)には、我邦の新字は、榊、措等、その類多く、中にも天武天皇の御時の創製もあるべしと記したり。木村正辭博士の文學史附説(史學協會雜誌六號)にも、漢字の體に倣ひて、我國限り、通用すべき文字を撰ばしめたるものなり。即ち古事記、日本紀、萬葉集

等の古書にも見え、吾人の常に使用したるものにて、椿ツバキ、萩ハギ、姉コナミ等の漢字にあらざる國字なりとし、新撰字鏡偏の部の末に、小學篇の字として載せたるもの五百字ばかりあり。是等は皆我國にて造りしものにて、渡來のものにあらず。そは小學篇の字は、皆訓のみにて、音を載せたるものなきを證すべしといへり。されど、隋書經籍志、新舊唐書の藝文志、及び日本見在書目錄には、晉王羲之著小學篇一卷あり。今亡佚して傳はらねば、新撰字鏡の小學篇と同書なりや否や、明かならねど、新撰字鏡の小學篇中、草部に屬するものに就き、二三の書によりて調査するに、渡來の漢字なる事明にして、いづれも音あり。以て木村正辭博士の説の信するに足らざるを證すべし。

されば、今日この新字の如何なるものなるかは、容易く推斷すべきにあらねど、その梵字體なる事は疑ふべく、漢字體にして、或は伊藤東涯の説の如く、漢字の訓譯を一定したるもあるべく、或は岡白駒、新井白石等の説の如く、特殊の事物に就いて、新に造りたるものもあるべく、推考するを得べし。なほこの新字に關する拙考は、東亞光十四卷十一號にのせ、これを拙著國史國文之研究にも收めたり。

東宮切韻 廿卷 菅原是善卿撰

刊本、群書類從本、山鹿本、家藏本等、二十三卷としたり。

十三家の切韻を集めて編修したるものなり。

この書の事は、三代實錄に菅原是善の著としたれど（本文會分類聚の條に引きたり）今世に傳はらず。是善の事は、文徳實錄の條にのせたり。

この書は、三代實錄にも二十卷とあるに、通憲入道藏書目錄には、十二帖として、卷冊あはず。或は合冊としたるものならんか。東宮切韻の書名は、是善の東宮學士たりし時になりしものにて、承和十四年、東宮學士任官の後、文徳天皇踐祚の嘉祥までの間に撰びたるものならん。

江談抄に、東宮切韻者、菅家主刑部尙書、集十三家切韻爲一家之作者、著述之日、聖廟執筆令滯綴給云々、

とあり。もし是善、東宮學士在官中の著とせば、道眞未だ十歳ばかりの頃なれば、「著述之日聖廟執筆」といへるは誤なり。また建治二年七月、鷹司兼平が、攝政氏長者の後、始めて平等院に參りて、寶藏を開きたる事、藤原兼仲の勅仲記に記したる中に、「聖廟御筆東宮切韻等正文、予結縁、付冥付顯有恐有悅、面目之至、无物取喻、」と記したるは、道眞の著の如く聞えたり。されど是善の著なる事は疑なければ、蓋し後年道眞の清書したるものありしによりて、誤り傳へたるものなるべく、江談抄に、「聖廟執筆」といへるもまた、道眞の寫したるものを誤り傳へたるものならんか。

この書は、

台記に、康治三年七月廿五日甲戌、自今日見周易釋文一卷叩讀記之文、仙臺本點、反正懸黃勾、追可使入

書付本經也、其聲有不審者、命生徒引勘東宮切韻知之、

とあるが如く、文字の音訓を知るには、唯一の参考書とせられたるなり。そのさまは、

釋日本紀に、問倭字之訓其解如何、答云々、東宮切韻曰、陸法言云、鳥和反、東海中女王國、長孫納言云、荒外國名、薩珣云、又於危反、順貌、孫恂云、從貌、東海中日本國也、玉篇曰、於爲反、說文云、順貌、詩云、又爲禾反、國名、

とある類なり。そのこれを引きたる古書は、和名類聚抄、政事要略、諸道勘文、明文抄、玉葉、經光卿記、平戸記、愚管記、園大曆、康道公記、釋日本紀、和漢年號字抄、萬葉集註釋、香樂抄、梵網經古迹補忘抄、淨土三部經音義集、般若心經秘鍵抄等なり。この中、淨土三部經音義集に引きたるもの頗る多く、百五十餘に及べり。また皇子、皇女等の御名撰進の際は、この書によりて、勘申したる事抄からざりしが、園大曆、愚管記以後、菅原氏の勘文中、この書を典故としたるもの見えざれば、その頃より以後、世に傳はらざりしものならんか。但し正保元年十月改元の際、菅原知長の勘文中、この書を引きたる事、康道公記に見えたるは、古き勘文によりたるものなるべし。なほこの書に就いては、佐賀東周氏の松澤釋文と信瑞音義、(佛敎研究一卷三號^{大正九年十月})岡田希雄氏の東宮切韻攷、(立命館文學二卷五號^{昭和十年五月})及び東宮切韻佚文攷(同二卷、十一號)和漢年號字抄と東宮切韻佚文(立命館紀念論文集)等の考説あり。

倭名類聚抄 二十卷 源順撰

天地、歲時より、蟲豸草木に至るまで、部を立て、門を別ち、事物の名稱を記して、和名を註記し、和漢の典籍を引證して、解説を附したるものなり。古今集序註には、順和名とし、釋日本紀などには、順和名抄としたれど、序文及び權記には、和名類聚抄としたれば、和名抄は、その略稱なるべし。但し殊更に、著者順の名を冠したるは、他に和名本草の類ありて、まぎれやすきが故ならん。

著者源順は、嵯峨天皇の皇子大納言源定の孫にて、左馬允舉の子なり。梨壺五人の一にして、勘解由次官、能登守となり、永觀元年卒す、年七十三。順のこの書を著はしたる事は、

序文に、竊以、延長第四公主、柔德阜樹、淑姿如花、吞湖湯於胸波、籠山陰於氣岸、年纔七歲、初謁先帝、先帝以其姿貌言笑、每事都雅、特鍾愛焉、卽賜御府箏、手教授其譜、公主天然聰高、學不再問、一二年間能究抄曲、十三絃上更奏新聲、自醒酬山陵雲愁水咽、永辭魏闕之月、不拂秦箏之塵、時々慰幽閑者、書畫之戲而已、於是因點成蠅之妙、殆上屏風、以筆迴鸞之能、亦巧垂露、漸辨八體之字、豫訪萬物之名、其教曰、我聞、思拾芥者、好採義實、期折桂者、競採文華、至子和名、弃而不屑、是故、雖一百帙文館詞林、三十卷白氏事類、徒備風月之興、難決世俗之疑、適可決其疑者、辨色立成、楊氏漢語抄、大醫博士深根輔仁奉勅撰集新鈔和名本草、山州員外刺史公望日本紀私記等也、然猶養老所傳楊說纔十

部、延喜所撰藥種只一端、田氏私記一部三卷、古語多載和名希存、辨色立成十有八章、與楊家說名異實同、編錄之間頗有長短、其餘漢語抄不知何人撰、世謂之甲書、或呼爲業書、甲則開口哀揚之名業、是服膺誦習之義、俗說兩端未詳其一矣、又其所撰錄音義不見、浮僞相交、海舶爲瓢、河魚爲鱗、祭樹爲柳、澡器爲椽等是也、汝集彼數家之善說、令我臨文無所疑焉、僕之先人幸忝公主之外戚、故僕得見其草隸之神妙、僕之老母孃、陪公主之下風、故僕得蒙其松容之教命、固辭不許、遂用修撰、或漢語抄之文、或流俗人之說、先舉本文、正說各附出於其注、若本文未詳則直舉辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記、或舉類聚國史、萬葉集、三代式等所用之假字、水獸有羗鹿之名、山鳥有稻負之號、野草之中女郎花、海苔之屬於期菜等是也、至如於期菜者、所謂六書法、其五曰假借、本無其字、依聲托事者乎、內典梵語多如是、非无所據、故以取之、或復有以其音用于俗者、雖非和名、既是要用、石名之磁石磐石、香名之沈香淺香、法師具之香爐錫杖、畫師具之燕脂胡粉等是也、或復有俗人、知其訛謬、不能改易者、鮭訛爲鮭、榻讀如杉、鍛冶之音誤涉鍛治、蝙蝠之名、僞用蠟媛等是也、若此之類、註加今案、聊明故老之說、略述閭巷之談、總而謂之、欲近於俗便於事、臨忽忘如指掌、不欲異名別號義深旨廣、有煩于披覽焉、上舉天地、中次人物、下至草木、勒成二十卷、卷中分部、部中分門、四十部、二百六十八門、名曰和名類聚抄、古人有言、街談巷說猶有可採、僕雖誠淺學、而所注緝、皆出自前經舊史倭漢之書、但刊謬補闕、非才分所及、內慙公主之照覽、外愧賢智之虛胡耳、

とあり。延喜第四公主は、勤子内親王にて、順の父擧は、内親王の御生母と、從父兄弟、順の母は、内親王に近侍したるが故に、命を奉じて、撰修したるものなり。「年纔七歳、初謁先帝、」とある文によりて、狩谷掖齋の箋註に、「源君撰此書時、在朱雀院天皇承平年中、故謂醍醐天皇爲先帝也、」といへり。この書の古書に見えたるは、

權記に、寛弘八年十一月廿日己丑、良經來請和名類聚抄四帖、口遊一卷云々、

とありて、袖中抄、三僧記類聚、釋日本紀、河海抄、塵襟瑳糞抄等の諸書に引證したるもの多し。

この書は、序文にも二十卷とあれど、次に「和名十卷」とありて、世に傳はりたるものにも二十卷と、十卷本との二種あり。二十卷本の篇目は左の如し。

卷一天地水歳時 卷二鬼神人倫親戚 卷三形體 卷四藝術音樂 卷五職官國郡 卷六よ

り卷九に至る國郡 卷十居處 卷十一船車牛馬寶貨 卷十二香藥燈火布帛裝束 卷十三よ

り卷十五に至る調度 卷十六器皿飲食 卷十七稻穀菓蔬 卷十八羽族毛群鱗 卷十九

鱗介蟲豸 卷二十草木

序文には、四十部、二百六十八門とあれど、今の本は、三十二部二百四十九門あり。次なる十卷本の篇目は左の如し。

卷一天地人倫 卷二形體疾病術醫 卷三居處船車珍寶布帛 卷四裝束飲食器皿燈火 卷

五、卷六 飼鹿 卷七 羽族 毛群 牛馬 卷八 龍魚 龜貝 蟲畜 卷九 稻穀 菜蔬 菓蔬 卷十 草木

即ち二十四部、百廿八門あり。これを二十卷本と對照するに、この本には、卷一の中歳時、卷四の中音樂、卷五より卷九に至る、職官、國郡、卷十二の中藥名等をもらせり。但し十卷本の卷二に載せたる疾病は、二十卷本の形體部の中に收め、その名稱にも異同あり。

この書に二本ありし事は、この目錄に二十卷と、十卷とを並記し、林道春の題倭名抄の文に、「倭名有詳略二本」と記し、那波道圓が、新刻の凡例にも、「是書篇帙有少者世傳焉、多者纔存一部而已、但恐其久而亡、故品工新刻焉、」といへり。その狩谷氏の箋註に、採録せる諸本は左の如し。

京本 摺袖本、公所藏 又本 相傳、舊爲難波宗建卿藏本、釘爲三册 尾張本 尾張國大須賀生院所藏、存第一、第三兩卷 伊勢本 伊勢國山田中西信庵藏本、第一、第九、第十、四卷缺 昌平本

江戸昌平坂學問所藏本、第七至第十四卷缺 曲直瀬本 江戸官醫曲直瀬氏懷仙閣所藏、第五至第十、六卷缺 下總本 下總國香取郡鉤本、村人平山滿時藏本

以上十卷本

伊勢本 亦中西信庵遺本 温古堂本 江戸和學講談所藏本 活字版本 元和三年那波道圓校本 刻版本 卷尾題云、慶安元戊子歲朔月吉辰新刊、又有小字版本、卷尾題云、寛文十一孟冬洛陽書林

續德堂開板

以上二十卷本

此の如く、二十卷と十卷との詳略二本ありしは、いかなる故か。これに就いては、狩谷氏の

箋註倭名類聚抄校例提要に、是書從來有兩種、一則十卷本、一則二十卷本、其二十卷本、多於十卷本

者、時令、樂曲、湯藥、官職國郡、殿舎、凡六部、時令一部、訓注全缺、樂曲、湯藥、倭名所無、至官職國郡、殿舎、諸名目、是皇國制度、雖載訓詁、叵云倭名、皆書中所不應有、且本書倭名字音閉合用法洵爲嚴整、而官職、國郡、時有出格、又釋顯昭、仙覺、卜部兼永、源善成公等書、每引證是書、至是六部、無一及之、則決知二十卷本之非源君舊本、故今據十卷本爲定、然則類聚名義抄、伊呂波字類抄、間有似據二十卷者、又本朝書目兩本並載、則二十卷本亦非近時之所發附者、

と記し、十卷本を以て善本とせり。平田篤胤の

古史徵聞題に載せたる伴信友の説には、始め公主の教によりて、撰びて奉られ、その後また増補訂正して、撰びてぞ奉られけん、然らば、最初なるが少部本、後なるが多部本なるべし、さてその多少の二部ともに異本あるは、當初その草稿の世に漏れたるがあるべく、撰び成たりし後にも、時々そここゝと添削しおかれつるところのありけんを、因に寫し取たる本どもの世に傳はりて、しか異本どもの多く出來て、いづれを草書とも、清書とも、辨へがたくなりたるなるべし。さて多部本の六七八九の卷々なる國郡鄉名は、延喜民部式に比べ見るに、國名はさる事にて、郡名も全く同じ、これ式と同じ、延長の頃、書載せられし微とすべし、又塵添墻囊抄に、姓氏の事を云へる、因に順和名に載する所、既に五百餘り、六百に及べり、其内朝臣百四十六姓、真人三十八、宿禰二百六十六、公六十四、首六十八、臣四也とあり、今姓氏を記たる本缺て、世に現在事をきかざれど、そのかみ全き本には、

皇國人の姓氏部のありしなり、是も同例に思ひ合すべし、探

といへり。是等の説によれば十卷本は、所謂初稿にして、二十卷本は完成したるものなるが如し。但し

狩谷氏は、「釋顯昭、仙覺、卜部兼永、源善成公等書、毎引證是書、至是六部無一及之、」といへど、是等の諸

書には、六部中より引證すべきものあらざりしが故にて、顯昭等の見たるは、必ずしも略本のみにはあ

和名類聚卷第六

御里部第一

- 山城御第七十八
- 大和御第七十九
- 河内御第七十
- 和泉御第七十一
- 備前御第七十二
- 伊賀御第七十三
- 伊勢御第七十四
- 志摩御第七十五
- 尾張御第七十六
- 美濃御第七十七
- 安河御第七十八

和名類聚抄 (保潤治所氏藏)

らざるべし。殊に狩谷氏は「類聚名義

抄、伊呂波字類抄、間有似據二十卷本

者、」といひ、三僧記類聚に引きたるも

のも、二十卷本なり。且つ保阪潤治氏所

藏高山寺舊藏本は二十卷にして、平安

朝末期を下らざるものなり。第六郷里

部より、第十居處部に至る五卷を一帖

としたるによれば、二十卷を四帖とし

たるものなりし事を推考するを得べく、權記に見えたる四帖と同數なれば、或はその系統に屬すべきものならんかとも思はるゝなり。かた／＼以て、二十卷本は、原本に近きものにして、十卷本は、後これを抄略したるものなる事は、推測するを得べし。

この書の古寫本は、保阪氏所藏のもの最も古く、昭和六年、國寶に指定せられ、東京帝國大學史料編纂所にて、寫眞版として古簡集影に收めたり。また寶生院の所藏本は、弘安六年の古寫にして、明治三十八年國寶に指定せられ、その一部は、稻葉通邦の模刻したるものあり。大正十五年、古典保存會にて、これを複製したり。刊本は、元和三年の活字本、慶安元年、萬治二年、寛文七年、嘉永四年等の板本あり。この書に關する參考書、註釋等は左の如し。

和名類聚抄釋義	二〇	釋	契沖
古本和名類聚抄註	五	未	詳
訂註和名類聚抄拾遺	四	諸葛加豆良歷	
箋註和名類聚抄	一〇	狩谷望之	
同訓纂	一	未	詳
和名類聚抄釋義	一	同	
和名類聚抄國郡郷考	一	山田以文	
和名抄諸國郡郷考	一五	富永春部	
和名抄郷考證	一八	栗田寛	
日本地理志料		村岡良範	

和名 詩苑韻集 季綱切韻

三七六

和名抄類字

六 高田與清

同

一 山崎知雄

和名抄地名集覽

一 伴信友

和名抄分音

一 岡本保孝

和名抄地名數字

三 高田與清

和名十卷

影考館本、前田家一本には和字とあり。

倭名類聚抄の十卷本なり。同書の條に記せり。

詩苑韻集 十卷

今傳はらず。

季綱切韻 二卷

藤原季綱の編修したるものなるべし。今傳はらざれば、詳ならず。季綱の事は、本朝續文粹の條(三五
四頁)に記せり。

古文切韻

これも今傳はらず。著者、及び卷數も明かならず。帝國圖書館所藏(伴信友書入)及び家藏一本は四巻とあり。

孝韻 孝範撰

孝範の編修したる切韻なるべけれども、これも今傳はらざれば、詳ならず。著者孝範は、文章博士藤原永範の子にして、尊卑分脈に、「文章博士、正四下、内昇殿、大學頭、越前守、一云、齋院次官、一云、母、猶子也、但繼正流云々、」と見えたり。

世俗字類抄 四卷

この書は、續群書類従目録に、「卷八百八十七上下世俗字類抄、」としたれど、刊本續群書類従には、平他字類抄上下を収めたり。

この書の事は、黒川春村の

碩風漫筆に、色葉字類抄は、もと世俗字類抄とて、上下二巻に編ませし書なり、こは、天養、久安のは

となりけんを、猶年をへて増加しつゝ、養和に至りて、三卷となり、標題も色葉と更れり云々、まづ世俗字類抄は、續群書類從雜部に收められたれど、序跋もなき新寫本なれば、原本の傳來も知りがたけれど、全部のおもふき色葉と等しく、たゞ名物の員數、色葉よりも少きのみのだがひめなれば、これその原本なる事決なし、

と見え、「本朝書籍目錄に、世俗字類抄四卷と見ゆるは、此書張數多かるが故に、二卷を更に二つに分ちて、四卷とせしもありしなるべし」といへり。

この書は、世に傳はりたるもの稀にして、彰考館所藏の古寫本、及び前田侯爵家所藏の古寫本六冊あり。いづれも、世俗字類抄と題したれど、同じきものにあらず。

一 彰考館本は、卷首に、「源周光撰」とありて、左の序文をのせたり。

叙曰、漢家以音悟義、本朝就訓詳言、而文字且千、訓解非一、今揚色葉之一字、爲詞條之初言、凡四十七篇、分爲兩卷、篇中勸部、爲令見者可不勞眸也、字下付訓、爲令愚者可指掌也、不可及外見、而可啖以授家童、信而可晴朦、於脫漏字、後人補之云爾、

と見えて、伊呂波四十七篇に別てり。上卷の始に、「此書別名大名目抄、官家殊用之、但有省略註脚、」と記せり。上卷は、伊より加に至り、中卷は、與より久に至り、下卷は、也より須に至り、各これを左の十一部門に分類せり。

天象付歲時 地儀付居所並住宅具 植物 動物 人倫付鬼神類 人體付病瘡類 人事付藝術產業 飲食
 雜物 光彩付繪丹並染色等 方角 員數 辭字 重點 疊字 諸社 諸寺 國郡 姓氏 官職 名
 字

著者源周光は、いかなる人が詳ならず。源氏に周光といへる人を見ず。但し尊卑分脈藤原明衡の

世俗字類抄

以呂波仁保邊土
 天象付歲時
 遣電上右今
 天稻妻牽牛不骨長行
 伴浪燐靈
 暎

(藏所氏爲利田前) 抄類字俗世

孫にて、敦基の子に、大盛物周光あり。拾遺佳句を著はし、且つ父祖の文名高きとによれば、源は藤の誤爲にて、この人ならんか。但し諸寺に、東福寺、建仁寺、萬壽寺、天龍寺、相國寺を「京五山一」と註し、建長寺、壽福寺、淨智寺、淨妙寺、圓覺寺を「關東五山一」と註したる寺名等は、後の追記なるべし。彰考館本には、「于時永正十二年乙三月上澣日、比丘願誠拜」と記せり。

この書は、黒川春村翁の説の如く、色葉字類抄と同じきさまにて、序文も同じく、部門もかはらず、唯字彙と註記とに、異同あるのみなれば、この書と色葉字類抄とは、その系統を同じくしたるものならんか。色葉字類抄は、三卷にて、前田侯爵所藏古寫本大正十五年有徳財團の複製あり。あり。下巻の奥書に、「自天養比、

至于治承卅餘年、補綴无隙、部類如舊、中略内膳典膳橋忠兼撰、」とありて、天養頃に撰び、治承の頃、橋忠兼の補綴したるものなり。なほこの書の彰考館本に、源周光撰とあるを以て考ふるに、藤周光は、天養の頃にて、色葉字類抄の撰と同時に、もとは同書なりしを、後に追加補綴して、一は今の色葉類抄となり、一はこの書となりしものならんか。

二 前田本には、撰者もなく叙文をのせず、且つ冊數もあはず。その篇目は、彰考館本と同じく二十一部門にして、順序もひとしく、唯姓氏を官職の下に列ねたるもの、み異れり。卷一は、以より土に至り、卷二は、知より加に至り、卷三は興より久に至り、卷四は、也より天に至り、卷五は、安より志に至り、卷六は、惠より寸に至れり。卷六の

奥書に、本書云、建保三年乙亥六月廿三日、於于吉水御所寫畢、本云、文永三年丙午五月十日、加双紙修補之由在之、貞和三年丁亥十一月重而致修覆之行在之、
刑部少輔藤原朝臣在判

とありて、最末に、「應仁大亂之砌」云々とあれど、處々蝕損せり。書中、建長寺、圓覺寺などの字ありて、「鎌倉五山也」など註したるところあり。また定家假字遣と註したるところあり。この外、「吾妻鏡」と註したるもの、處々に散見し、二三「太平記在」としたるものあり。これ等は、いづれも後人の追記なるべし。

假名玉篇 三卷

今傳はらざれば詳ならず。古書の中にこの書を引きたるものなし。玉篇は、日本見在書目録に、「玉篇 卅一卷、陳左將軍 顧野王撰同抄十三卷」とあれど、この書の卷數甚だ少きによれば、これを抄略して、假名を附したものにや。仁平元年七月四日の仁和寺宰相阿闍梨法文日録に、「玉篇三帖上中下」とあると卷數あへば、この書と同じきものならんか。また世に、和玉篇と題したるものあり。中田薫博士所藏の長享三年八月、書寫の古寫本三冊あり。(大正十二年九月、震災にて燻失したりといふ。)言繼卿記に、天文三年四月、坊城長淳が、倭玉篇三冊を言繼に返し、同十五年正月、言繼が、後奈良天皇の皇子曼珠院覺恕に、倭玉篇三冊を借しまゐらせ、二月、覺恕より返されたる事見えたり。倭玉篇も、假名玉篇も同じく三冊なれば、同じきものか。或は假名玉篇によりて倭玉篇を撰びたるものか、明かならず。同じきものならずとも、二書聯絡ありしもの、如し。なほ倭玉篇の事は、岡井慎吾博士の玉篇の研究、(東洋文庫論叢十九所收、岡田希雄氏の中田博士本長享和玉篇と玄順本玉篇、(立命館文學第一卷五號九號所載)に見えたり。

字鏡抄 一卷

内閣一本、前田一本等には、六卷としたり。

世に傳はりたる字鏡抄は、三卷九本にして、一卷なるものきこえず。この書は、偏傍により、漢字を分類し、音訓を片假名にて記したるものなり。三卷本は、一天部、地部、二植物部、三動物部、人倫部として、奥書に、光明寺常住物也、此抄六帖、共先年光祐和上被成筆興之儀歟、

于時天文十六丁未五月、重而結彼紙付畢、他所不出之、
沙門 榮 祐

とあり。また字鏡集には、二十卷と、七卷との二本あり。二十卷本は、毎卷の末に「爲長作」と記し、一天象部、二三四地儀部、五六七植物部、八九十動物部、十一、十二、十三人體部、十四人事部、飲食部、十五、十六、十七雜物部、十八、十九、二十辭字部、二十末雜字部なり。一の奥書に、「應永廿三年七月廿三日寫之、」十九の奥書に、「應永廿四年六月廿八日寫之、」と記せり。七卷本は、一天象部、二地儀部、三動物部、人倫部、四人體部、五人事部、飲食部、六光彩部、方角部、員數部、辭字部にて、

奥書に、寛元三年四月二日小川法印承示云、朱點東宮切韻、墨點唐玉篇也、自支脂至于灰哈又舌内也、
寛元三年五月十日、尙成云、墨點不審寫也、朱點詳之、無不審字也、已上七冊、

とあり。三卷九本の字鏡抄は、蓋し字鏡集の抄本なるべく、著者爲長は、菅原爲長なり。この字鏡抄一卷は、三卷本の抄本にや、或は別のものが明ならず。二十卷本の字鏡集は、享和二年檢校保己一が、醍醐理性院本を以て書寫したるもの十冊あり、昭和八年石版刷としたり。

昭和十一年十一月十日印刷
 昭和十一年十一月十五日發行
 昭和十八年八月二十日三版

本朝書籍日録考證

定價金 五圓
 特別行爲稅 合計五圓參拾錢
 相當額參拾錢

著者 和田英松

發行者 三樹彰
 東京都神田區錦町一丁目十六番地

印刷者 綾部喜久二
 東京都神田區小川町一丁目十一番地

印刷所 宮本印刷所
 東京都神田區小川町一丁目十一番地

出版會承認
 あ 480207



發行所

東京都神田區錦町一丁目
 振替貯金口座東京四九九一番

明治書院

電話神田 (25) 二二一四
 二二一四 八番
 四九七番

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社